

2022年（令和4年）3月30日

保護者様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部長

ご家庭での保育の協力依頼の終了について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広島県に発出されていたまん延防止等重点措置が2022年（令和4年）3月6日に解除された後も、長期間にわたり、御家庭での保育に御協力いただき、ありがとうございます。

入園や進級など保育において重要な時期である4月を迎えることや、保護者やお子さまに長期に御負担をおかけしていることなどを踏まえ、保育所等においてお願いしていましたが、御家庭での保育の協力依頼について、2022年（令和4年）3月31日をもって終了することとしました。

なお、新型コロナウイルス感染症は収束に至っていない状況であり、保育所等での保育を継続するため、次のことに御協力をお願いします。

- ・お子さまや御家族の健康管理に努めていただき、風邪症状等がある場合は、保育所等の利用を控えるよう徹底をお願いします。
- ・お子さまや同居する親族等がPCR検査を受検することとなった場合は、速やかに保育所等に連絡するとともに、検査結果が判明するまでは登園しないようにお願いします。

※臨時休園のほか、次の場合は、引き続き保育料が減免されます。

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ・保健所により濃厚接触者と判断され、自宅等での待機を指示された期間
- ・本人又は同居の家族が、保健所又は医師の指示により新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合の、検査日から検査結果が判明するまでの期間